
広川町公共施設

事務マニュアル

令和7年2月作成

令和8年4月修正

広川町教育委員会 生涯学習課

目次

1.広川町内公共施設の利用案内	P2- P8
2.団体登録のやり方	P9 -14
3.公共施設の利用方法	P15
4.広川町公共施設予約システム	P16
5.備品の貸出し	P16
6.長期申請	P17
7.事前予約申請	P17
8.災害時の施設情報配信	P17
9.利用にあたっての注意事項	P18
10.年間スケジュール	P18
11.災害時の対応	P19 - 20
12. Q&A	P21-22
13.トラブル事案	P23 - 25
14.団体個別特記事項	P26
15.問合せ	P27

広川球場



ナイターを使用する際は、
バーコードが必要です
利用時間にならないと照明はつかない
のでご注意ください

球 場	
使用料	400円/時間
ナイター	800円/30分
種 目	軟式野球、ソフトボール
備 考	少年野球は片面利用可

施設利用団体 町内団体、町外団体、営利団体
施設利用時間 8:30-22:00

ナイター料金は、
免除団体、減額
団体でも料金は
かかります

相撲場の貸出しについて
料金:無料
利用登録:必要
日程調整:相撲部

※町外団体の使用料は、2倍料金。営利団体は、3倍料金

※ナイターは、QR コードを渡すこと

※行政機関(特に企画や商工)が駐車場のみを利用することがあるので団体と調整するなど注意すること

少年野球チームの広川球場の使用制限(P22参照)

通常期(3月1日~10月31日)	冬期(11月1日~2月29日)
○平日の夕方 ○土曜日 : 終日使用可能 ○日曜日 : 月に1度朝から夕方まで ○祝 日 : 終日使用可能	○平日の夕方 ○土曜日 : 終日使用可能 ○日曜日 : 毎週午前中のみ使用可能 ○祝 日 : 終日使用可能
※少年団体については、日曜日に試合をする際、練習日を含めて原則月2日までとします(※大会を除く)ただし、他の日曜日については前の週の金曜日に次の週の日曜日が空いていれば使用できます ※社会人団体については、日曜日の昼間、月に1回半日とします(※大会等を除く)ただし、前の週の金曜日に次の週の日曜日が空いていれば使用できます	※少年団体については、毎週日曜日午前中使用可能とし、試合等がある場合はこの限りではありません。ただし、他の日曜日の午後については前の週の金曜日に次の週の日曜日が空いていれば使用できます ※社会人団体については、通常期と同様とします
(その他) 少年団体のナイター使用は原則できないものとします 日曜日の使用については、毎月申請開始日に三者で集まり協議をし割り振ります	

※イーグルス、少年野球は球場の鍵を持っています。利用後は、報告書をまとめてでもいいので提出してくださいと伝えています

広川町運動公園(久泉地区内)



	運動公園
使用料	300円/時間
種目	グラウンドゴルフ、サッカー等
備考	野球は不可

施設利用団体 町内団体

施設利用時間 8:30-19:00

※令和6年度まで営利団体の利用は3倍料金を徴収していましたが、3倍料金について条例に記載されていません。

その為、当面は営利団体も通常料金とし、数年後、条例改正を行い、3倍料金の設定を行います。

営利団体(カワイ、クローバー)は数年後料金が3倍に戻ることを伝えていきます

(条例に記載がなかった事は説明しない)

※条例改正まで町外団体、営利団体は、利用不可

※広川グラウンドゴルフは、運動公園内の草取り等行っているため、8時30分前に鍵の貸出しを行っています

※フラワーズは、運動公園と広中の鍵を持っているため、報告書はまとめて提出して欲しいと伝えていきます

上広川小学校



	体育館	グラウンド
使用料	8:00-17:00 300円/時間	8:00-19:00 300円/時間
	17:00-22:00 400円/時間	
種目	バレー、バスケッ ト、バドミントン	サッカー、少年野球 グラウンドゴルフ等
備考	夏期:扇風機有	成人の野球は不可

施設利用団体 町内団体

1週間前までに予約完了が必要

使用後は、清掃を忘れずに

トイレや更衣室などの照明も忘れずに消してください

戸締り、消灯の最終確認は、利用責任者(保護者・指導者等)が必ず行ってください

中広川小学校



施設利用団体 町内団体
1週間前までに予約完了が必要

使用後は、**清掃を忘れずに**
トイレや更衣室などの照明も忘れずに消してください

戸締り、消灯の最終確認は、利用責任者
(保護者・指導者等)が必ず行ってください

※半面利用

~~ステージ側がAとしているが、利用者間で調整してもらおう~~

A:ステージ側、B:セキュリティ入口側

	体育館	グラウンド
使用料	8:00-17:00 300円(半面)/時間	8:00-19:00 300円/時間
	17:00-22:00 400円(半面)/時間	
種目	バレー、バスケット、バドミントン	事前に要確認
備考	夏期:扇風機有	

下広川小学校



施設利用団体 町内団体
1週間前までに予約完了が必要

使用後は、**清掃を忘れずに**
トイレや更衣室などの照明も忘れずに消してください

戸締り、消灯の最終確認は、利用責任者
(保護者・指導者等)が必ず行ってください

	体育館	グラウンド	開放ゾーン
使用料	8:00-17:00 300円(半面)	8:00-19:00 300円	8:00 - 17:00 200円
	17:00-22:00 400円(半面)		17:00 - 22:00 300円
冷暖房	1,000円/時間		
種目	バレー、バスケット、バドミントン	サッカー、野球、グランドゴルフ等	会議等
備考	・体育館ミーティングルーム使用の際は要予約 ・冷暖房使用可	成人の野球は不可	和室、調理室、音楽室

広川中学校



体育館



武道場



グラウンド

施設利用団体 町内団体

1週間前までに予約完了が必要

使用後は、清掃を忘れずに

トイレや更衣室などの照明も忘れずに消して下さい

戸締り、消灯の最終確認は、利用責任者

(保護者・指導者等)が必ず行って下さい



体育館

武道場

	体育館	武道場	グラウンド(西)	グラウンド(東)
使用料	19:00-22:00 400円(半面)/時間	19:00-22:00 200円/時間	19:00 - 22:00 300円/時間	19:00-22:00 400円/時間
ナイター			300円/30分	550円/30分
種目	バレー、バスケット、 バドミントン	柔道、剣道、空手等	サッカー、陸上、	野球、ソフトボール
備考	夏期:扇風機有	夏期:扇風機有		

30分で
コイン1枚+
片付け分でコイン
1枚(東グラウンドのみ)

※体育館2Fの利用可(卓球)。使用料は、体育館半面利用料金。予約があった場合は、申請(紙)を行い、申請書を別途保管、生涯学習グループウェアのスケジュールに入力し、前日に宿直に利用を伝えてください

※システム上入力できない時間の利用の場合は、団体から中学校に利用して良いか問合せをもらい、利用可能な場合は、生涯学習課の窓口で申請(時間切替え設定で入力可)をします。

東部運動広場(鬼の淵地区内)



施設利用団体 原則、町内団体

予約、使用料の支払い、鍵の貸出・返却は
鬼の淵区長をお願いします

※久留米ボーイズ(町外)が利用しています。町外団体ですが、グラウンド整備等しているため以前から利用。また、東部運動広場しか利用していないため、団体登録はしていません。

	運動広場
使用料	200円/時間
ナイター	600円/時間
種目	野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ
備考	

※毎月の使用料を鬼の淵区長が生涯学習課の窓口を持って来るので、現金、領収書をもらい、受取証明を書き、レジに入金すること

防災拠点施設



施設利用団体 町内団体
 防災・防犯に関する活動を行う
 町内団体、町内の事業所、町や
 教育委員会が後援する事業を行
 う町内の団体

施設利用時間 8:30-22:00

	1階多目的ホール	2階201会議室	2階202会議室	2階203会議室	4階展望スペース	展示パネル
使用料	300円	200円	100円	100円	400円	100円/枚
冷暖房	300円	200円	100円	100円	400円	
使用 内容	展覧会、啓発活 動、講演会、 サークル活動 ※要相談	会議、研修	会議、研修	会議、研修	展覧会、啓発活 動、講演会、 サークル活動 ※要相談	
備考	サークル活動は、 17:15 -22:00 楽器演奏は不可	楽器演奏や音 楽を流す活動 は、使用不可	楽器演奏や音 楽を流す活動 は、使用不可	楽器演奏や音 楽を流す活動 は、使用不可	啓発活動、 講演会、 サークル活動 17:15 -22:00 楽器演奏は不可	

※12月29日から1月3日までは使用不可

※空調は事前申請により使用可

※利用制限 災害対策(警戒)本部を設置した場合、全ての部屋の使用を中止

※営利活動は不可

※202、203は、開放スペース

- ・団体や役場等予約が入っていればその日は1日使えません
- ・鍵の開閉は、宿直
- ・利用優先順位 町の事業→予約団体→一般
- ・物置等の利用は避けてください

1Fホールに展示のみしたい場合

- ・パネル費のみ徴収(枚数×日数)
- ・損傷・破損については責任は負わない
- ・室の料金は徴収しない(一般開放)※ホールの予約を生涯学習課事業で予約

藤田運動公園



施設利用団体 町内団体
施設利用時間 8:00-18:00(4~9 月)
17:00(10~3 月)

【占用できる競技】

軟式野球(カラーバットやカラーボール等の使用、若しくは外に出ないような練習のみとする)、
サッカー、グラウンドゴルフ、ゲートボール

【空いている時間にできる遊び】 サッカーのパス回し・リフティング、キャッチボール、バドミントンなど

【注意事項】 大声を出さない、フェンスにボールをぶつけない、ボールをフェンスより外に出さない、
硬式球は使用不可
※金属バッドを使用した練習などは、近所からクレームがくる可能性がある。

2. 団体登録のやり方



公共施設を利用するには、生涯学習課の窓口で**団体登録が必要**です

※1回のみ使用、1人での使用も団体登録をしてもらってください

※施設を利用するには、毎年申請が必要です

※団体情報(代表者や活動内容など)に変更が生じた場合は、速やかに届けを提出してください

「**広川町公共施設利用登録願**」に必要事項を記入

「**広川町公共施設利用登録願**」下部の太枠内は必ず記入してください



記入後、生涯学習課の窓口へ提出

虚偽の記載をしたときは、登録を取消します

団体登録申請書の提出を免除している団体

登録有: 役場、行政機関(警察、消防)、社教、文化連盟、総合クラブ、

広川町少年野球協会

登録無: 行政区 → 予約申請画面より未登録で入力

行政区(こども会等)から施設の利用申請があった場合(未登録)

広川町公共施設予約システムで①、②、③を入力してください。利用者への連絡、還付等発生する可能性もあるため、必要事項を聞き取り全て入力してください。

※割引、免除の適用を受ける場合は、行事内容、参加者の年齢等を聞き取りの上、適用して下さい(名簿提出不要)
(高齢者と小中学生合わせて過半を超える場合の減免は無し)

※還付が発生し代表者と会計者が異なる場合は、還付請求書の備考欄に記載して下さい

減免・町外・営利のシステム登録

1) 減免情報の登録

利用者情報変更画面から①→②登録 or 変更→③減免理由→④無期限の手順で登録を行う。

利用者管理 > 利用者台帳 > 利用者情報変更

▼ 利用者情報変更

基本情報 戻る **① 減免情報** 施設権限 詳細情報

▼ 減免情報

利用者ID: 000010
利用者名: 広川少年野球クラブ

利用者に適用する減免を設定します。

施設名	適用減免	適用開始	有効期限	登録	変更
全施設 (特定を除く)	団体構成員の過半数が中学生以下の児童・生徒が占める団体	2021年06月28日	期限なし	<input type="button" value="登録"/>	<input type="button" value="変更"/>

②

▼ 減免設定

戻る

利用者ID: 000010
利用者名: 広川少年野球クラブ

減免情報を設定します。

施設	全施設 (特定を除く)	③
適用減免	団体構成員の過半数が中学生以下の児童・生徒が占める団体	新規 ● 継続
適用開始	2021年 06月 28日	
有効期限	2026年 03月 11日	<input checked="" type="checkbox"/> 無期限 ④

2) 町外・営利の登録

利用者情報変更画面から①②③の手順で登録を行う。※4加算区分は入力しない

利用者管理 > 利用者台帳 > 利用者情報変更

▼ 利用者情報変更

基本情報 戻る コンタクト履歴 **減免情報** 施設権限 詳細情報

利用者ID	000010
申請日	西暦 2023 年 12 月 13 日 (半角数字) (必須)
地域区分	<input checked="" type="radio"/> 町内 <input type="radio"/> 町外 (必須) ①
利用者区分	<input type="radio"/> 個人 <input checked="" type="radio"/> 団体 <input type="radio"/> 営利 (必須) ②町外: 団体 営利: 営利
納付区分	<input checked="" type="radio"/> 前納 <input type="radio"/> 後納 (必須) ③
料金区分	団体構成員の過半数が中学生以下の児童団体
加算	<input type="checkbox"/> 町外 ④
事業区分	なし

①②→ネット予約に反映
③料金算定に反映

※登録後、システム上で金額の間違いが無いか確認すること

新規団体登録の際の窓口対応チェック項目

1. 公共施設利用登録願の記入確認

- 団体名、代表者名、住所、メールアドレス、電話番号は記載されているかどうか
- 構成員の氏名、年齢、住所、町内在勤の場合は、会社名が記載されているかどうか
- 太枠のチェック、情報提供、署名があるかどうか



2. 団体登録区分の確認【P9 - P12参照】

- 営利団体ではないか、聞き取りを行います。聞き取りした内容を P11の営利利用基準に基づいて判断します
- 団体登録の用紙の記入が全てあるかどうかチェックし、団体登録区分の判定をします
- 団体登録区分の判定ができたなら、料金を窓口で案内します。その際に利用者にとどの団体で料金がいくらになるのか説明して下さい(料金判定の用紙を渡します)



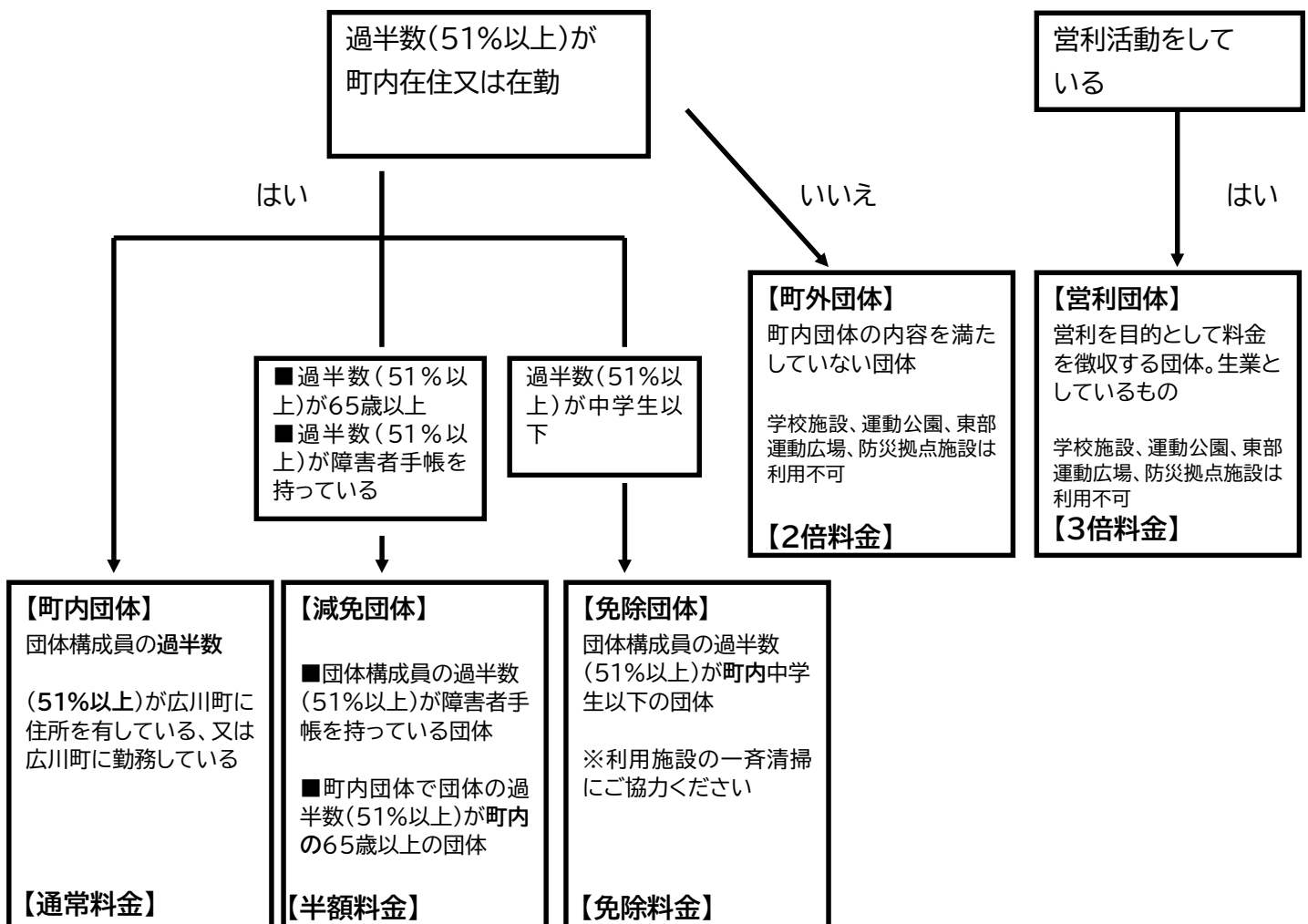
3. 公共施設の利用法の説明【P13参照】

- 公共施設の利用方法(予約、支払、鍵の受取、入退室の時間、清掃、鍵の返却、報告書の提出)の説明
特に利用施設の注意事項も説明して下さい
- 公共施設の利用の手引きを渡して下さい



4. 広川町公共施設予約システムの案内【P14参照】

団体登録区分



個別注意事項

減免団体(障がい者)	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の団体であれば、団体規約等で構成員が障がい者という明記があれば、それで確認します。障害者手帳のコピーの提出をもとめる必要はありません。 ・団体の構成員の過半数が町内在住又は在勤でなくても、団体構成員の過半数が障害者手帳を持っていれば減免団体とします
免除団体の保護者会議	少年スポーツ団体の保護者で行う会議で、いこっと等利用する場合は、免除とします
少年野球大会の話合い	広川町の団体が主催するのであれば、免除。そうではない場合、通常料金もしくは町外料金がかかります。ただし、少年野球大会の当日は免除(町内の団体が参加すること)
町内の連盟に加盟	町内の文化連盟やスポーツ協会に加盟している団体は町内団体とします
総合クラブ	以前は県事業で実施。現在は、町事業として進めている為、使用料免除とします
大会等の利用	<ul style="list-style-type: none"> ・施設使用料については、主催者の予算区分に応じる。 ・但し、広川町スポーツ協会が関連するもので、町内団体が出場する大会については通常・減免料金を適用できるものとする外、学校施設の利用も可とする。 <p>例 1)八女市野球連盟主催の少年野球大会は免除 例 2)広川町スポーツ協会剣道部主催の剣道大会</p>
行政区	<ul style="list-style-type: none"> ・予約システム利用登録無し→未登録で入力 ・料金区分については、聞取り(子ども会免除) ・壮年ソフトボール大会の練習は免除(グラウンドゴルフ大会の練習は有料)

教育委員会が管轄する公共施設の利用に関する営利利用基準

令和6年7月作成
令和7年4月1日適用

営利利用	企業や個人事業主等が利用する場合、また、個人グループだが実質の運営主体が企業や個人事業主が行う場合は営利利用とし、3倍の使用料となります。
営利利用が可能な施設	町民交流センター／広川球場

【営利利用の例】

1	企業や個人事業主が行う相談会、説明会、セミナー ※企業説明会は勧誘には当たらない
2	販売促進等のための会議、社内研修会、社内勉強会等
3	会社説明会、株主総会、取締役会、役員会、採用試験等
4	企業や個人事業主が行う講座、教室、説明会等。事後に営利に繋がる無料体験会等
5	私塾等が行う試験、テスト、資格試験、体験会、発表会
6	講師が自ら主宰し、受講者を集めて実費(教材費等)を超える受講料金を徴収し、他の場所でも同様の受講料を徴して開催している場合
7	入場料・参加料を徴して実施する催事等

【営利利用のうち禁止行為】

- 1.製品の宣伝行為、展示、販売、勧誘活動等
- 2.騒音、匂いなど他の利用者に迷惑となる活動

【営利利用の予約方法】

- 営利利用の長期申請については、町内団体が申請終了した後に受け付けを開始します。希望日が重複した場合は町内団体優先とします。
- 営利利用については、窓口での申請のみとし、前月5日(5日が閉庁日の場合はその翌日)以降とします。

【虚偽の申請、禁止事項の遵守】

- 虚偽の申請を行った場合は、遡って使用料を徴収することとし、以後の使用を禁止します。
- 禁止事項を遵守しなかった場合、以後の使用を禁止します。

【運営主体の解釈について】

- 受講者の募集を企業名や個人事業主名で行う場合
- 会費の徴収や会計処理を企業や個人事業主が行う場合
- 団体の代表者がその企業の従業員や個人事業主の場合

【非営利利用】

主に次のような利用が非営利利用に当たります。

利用の態様	利用者(内容)
(1)国の行政機関、地方公共団体等がその業務として行う事業	国の行政機関・地方公共団体(地方公営企業を含む)・独立行政法人・地方独立行政法人・特殊法人 例)官公署、国公立学校、国公立病院、NTT、NHK、JP、JT、JR、NEXCO 等
(2)地域活動団体等の活動、催事	行政区、まちづくり委員会その他これに類する地域活動団体
(3)営利を目的としない法人・団体の活動、無料催事 (国の行政機関又は地方公共団体から受託して行う無料催事を含む。)	例)NPO法人、ボランティア・社会貢献・社会奉仕活動を行う団体、社会福祉法人、社団法人、財団法人、学校法人、医療法人、農業協同組合(JA)、労働組合、商工会議所、商工会、労金等
(4)国家資格を有し特定の職業に従事する者の団体の活動、無料相談	国家資格を有し特定の職業に従事する者の団体 例)弁護士会、税理士会、司法書士会、土地家屋調査士会、行政書士会等
(5)営利企業等による地域貢献を目的とする無料催事(町・教育委員会の後援許可が可能な事業)	例)防災、教育、子育て支援、環境保全、地域活性化、町内合同企業説明会、町のブランド振興等
(6)設立の届出が行われている政治団体の一般利用設立の届出が行われている政治団体	
(7)企業内にあるサークル活動やグループの交流会、レクリエーション等で業務に属しないもの	従業員によるサークル、個人グループ等

3.公共施設の利用方法

1.空き情報の確認

公共施設予約システム、生涯学習課窓口で確認 ※電話可 ※電話での予約は不可



2.予約(公共施設予約システム)

町内団体 利用する月の **前月1日**から予約可 ※必要な時間のみ予約
※窓口は、平日の 8:30 - 17:15 まで
町外・営利団体 利用する月の **前月5日**から予約可 ※準備時間も含めて予約
※学校施設は、利用日の1週間までに要予約完了
※窓口でどの団体か確認をすること



3.料金の支払い、許可書の受取

生涯学習課の窓口で料金の支払を行い、許可書を受け取ります
※免除団体も必ず許可書を受け取ります
※公共施設予約システムで予約後2週間以内に許可書を受け取らないと予約は自動取消
※原則、支払後のキャンセル、返金はできません



4.鍵の受取

使用開始時間の **15 分前**から総合案内、休日夜間窓口で受取可
※上広、下広小学校、古墳資料館は **20 分前**から可

鍵の受取場所

平日 8:30~17:15【総合案内】
夜間・土日祝 【休日夜間窓口】

領収印又は免除印の押されている許可書の提示を行います



※球場、防災拠点、古墳資料館は、開庁時間は生涯学習にて貸出し

5.利用

入室から退室までは、予約した時間
施設利用最終団体は、セキュリティのセット



6.鍵の返却・活動報告書の提出

利用後は速やかに鍵の返却 活動報告書に記入し提出して下さい



※キャンセル方法

すでに支払後、許可書をだしている団体は返金不可。その場合、返金できないことを伝え、取消しの処理(電話と窓口での受付可)を行います。許可書は団体側で取消しを依頼。施設予約システムは、備考欄に「いつ、だれが、内容」等を入力し、取消処理を行います。(日時変更は原則追加料金が発生)

4. 広川町公共施設予約システム



インターネットから予約ができます

インターネットによる予約の際は、広川町公共施設予約システムで発行した ID と各団体で任意に設定したパスワードが必要となります

詳細は、広川町ホームページをご覧ください



広川町公共施設予約システム

5. 備品の貸出し



申請開始：事前予約申請時から

申請窓口：生涯学習課窓口(申請書のメール、FAX での提出可。TEL 不可)※事前予約申請時に申請してもらう

貸出対象：町内団体、広川町教育委員会が後援許可を出している団体、行政機関から依頼があるもの

貸出窓口：生涯学習課窓口

貸出可能期間：貸出日から返却までの期間は1週間を期限

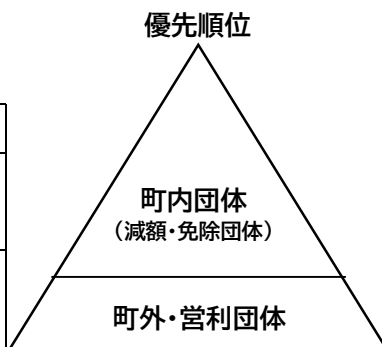
使用料：無料

備品リスト：借用綴りに記載

6.長期申請

申請可能団体	団体登録(5人以上の団体)し、かつ※定期的な施設利用があること
申請条件	原則週2回まで。ただし、青少年団体については週3回まで申請後の変更は不可
使用許可期間	最長で半年の予約可 許可開始は4月又は10月からとし、申請期間以外は申込不可
施設使用料	使用料は、原則6ヶ月分一括払いとし、対応不可の団体については、個別に対応する
備考	許可後・許可書受取期間後の変更はできません 希望日が取れなかった分の追加も許可書受取期間内とする

※定期的とは、月に1回程度利用がある



※防災拠点は貸出し可ではあるが町内団体しか使えないため申請様式には記載しない。希望する町内団体には貸出し可

7.事前予約申請

申請対象団体	町内団体、町内団体が参加する大会、広川町教育委員会が後援したもの 町内のチームが参加するもの 町内会社の親睦、町内会社が参加する親睦 その他教育委員会が必要と認めたもの(スポーツ協会加盟部、文化連盟加盟部等)
申請時期	イベント、行事を実施するにあたり、6ヶ月前の月の1日から申請できます 決裁後から予約日の1ヶ月前までに本申請(支払・許可書の受取)が必要
その他	申請には大会要項が必要。事前予約申請時に備品の貸出しがないか確認します。ある場合は、同時に申請
注意点	個人の方が申請する場合は、事前予約申請はできません 支払後の返金は認めません。雨天の予備日は相殺するため料金はもらわないが、大会の予備日(競技時間が延びるなどによって生じる予備日は料金をもらいます) 本申請時に事前に鍵の貸出しの要望があれば案内します(P19参照)

8.災害時の施設情報配信

大雨や台風、地震等で避難所等を開設する場合、町内の公共施設が利用できなくなります。その際は、施設の利用状況を広川町の公式LINEで随時配信します。また、施設の安全が確認し、利用再開の連絡も町の公式LINEでお知らせしますので登録をお願いします

【広川町公式LINE登録方法】

災害時に施設の情報が届く

STEP 1 登録はコチラ↓
広川町公式LINE

STEP 2

STEP 3

STEP 4 『防災』にチェック!!

台風接近のため
全ての公共施設を **利用中止**
8月29日(木) 9:00~
■上広川小学校 ■広川球場
■中広川小学校 ■運動公園
■下広川小学校 ■野田運動公園
■広川中学校 ■防災拠点施設
■町民交流センターいづつ
■古溝公園資料館 ■可立図書館
■子育て支援センターハグハグ

利用再開のお知らせは、ホームページ及びLINEでします
※天候によっては、延長する場合があります

自主避難所の開設に伴い、全ての施設の貸出し及び利用を中止します。
再開については、決まり次第ホームページでお知らせします。
日時：8月29日(木) 9時00分

9. 利用にあたっての注意事項

- ・利用時間には、準備と片付け(清掃)も含まれています。必ず時間厳守で利用してください
- ・許可内容と異なる利用が明らかになった場合、施設使用状況が著しく悪い団体は、直ちに利用の許可を取り消すとともに、今後の利用をお断りします
- ・施設の設備や備品を紛失、破損などした場合は、もとの状態に戻すか、損害を賠償していただくことがあります
- ・施設使用料を支払った後の返金はできません
- ・各施設は、町、学校の事業等が優先です。予約済の場合でも、お断りする場合があります
- ・他団体に名義貸しをしたり、施設を必要以上の予約はできません

10. 年間スケジュール

	内 容	備 考
随 時	<ul style="list-style-type: none"> ■月初めに1ヶ月分の各学校施設、球場・運動公園の利用状況を周知しています ■団体から提出される報告書の内容を確認 ■団体登録名簿、システム入力等を行います ■学校から学校行事等で施設を使う場合は、予約がすでに入っている団体に対して連絡し、キャンセルしてもらうようにします ■災害時は避難所等で利用する場合の団体への連絡、調整、相殺処理を行います ■石灰や貸出備品があるか使用できるかの確認 ■利用報告書の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ■各学校施設は使送便、都市計画は表紙をつけて手渡し ■利用時間外の使用、許可書の不提示等をチェックします ■相殺、返金が発生する場合はその対応 (※なるべく相殺で対応。返金する場合は、口座振込となります) ■夜間・休日の対応は、随時 LOGO チャットで情報共有を行います(グループ名:施設連絡) ■利用報告書は、保存年限は3年とし、下広交流棟、体育館のみ個別にとじます
4 月	■4月1日区分変更処理 ■サークル一覧の更新	■HPのサークル(団体)一覧を更新します
5 月	■いこっと冷房切替え ■HPの施設情報の更新	
6 月	■公共施設の先行予約 ■長期申請(10月～3月分)	■学校への照会、庁舎内への周知をします
7 月	■長期申請書(10月～3月分)の提出締切	
8 月	■長期申請許可書の受取(10月～3月分)	
9 月	■一斉清掃	
10月	■団体登録の整理	■団体登録用紙の未提出団体を登録抹消
11月	■公共施設の先行予約	■役場及び学校に対して、次年度の前期(4月～9月分)の利用予約入力を通知
12月	■公共施設の先行予約終了 ■長期申請(4月～9月分)	
1 月	■長期申請の提出締切	
2 月	■新年度団体利用登録 ■長期申請許可書(4月～9月分)の受取	
3 月	■一斉清掃	

11.災害時の対応

警報等発令の場合の施設利用の基準

1.豪雨の場合

	警報の種類等
公共施設の 利用を 全て中止	■大雨(浸水)警報、大雨(土砂災害)警報、洪水警報 ■災害警戒(対策)本部及び「指定避難所」(高齢者等避難以上の発令)
一部の施設 が利用不可	■警報発令の有無を問わず「災害警戒本部・対策本部」が設置された時点で、「防災拠点施設」は 使用できません ■警報発令の有無を問わず「自主避難所」を設置する施設については、使用できません

【施設利用再開の判断】

警報解除または天候が回復し解除が見込められる場合は、安全確認を行ったうえで利用再開

2.暴風の場合

	内容
公共施設の 利用を全て 中止	台風接近が予想される場合は、暴風警報の発令を待たず利用中止 中止するタイミングは強風域に入る前とします

【施設利用再開の判断】

警報解除または、天候が回復し解除が見込まれる場合は、安全確認を行ったうえで利用再開

※球場ネット 下げる:建設課、上げる:生涯学習 で実施

3.地震の場合

	内容
公共施設の 利用を全て 中止	震度4以上の地震が発生した場合

【施設利用再開の判断】

利用の再開にあたっては、各施設の安全確認を丁寧に行ったうえで利用再開

4.災害時の共通事項

【利用者への周知方法】

利用中止	利用団体へ電話連絡及びホームページ、LINE・dボタンで周知
利用再開	ホームページ及びLINE・dボタンで周知
過去配信データ保存先>>>教育委員会>生涯学習係>社会教育>施設管理>社会体育施設 >公共施設借用>災害時)公共施設中止再開のお知らせ	

【古墳資料館・町立図書館職員の勤務】

- 施設を利用中止にする場合にあっては勤務することは可能とし、年休処理または別日に振替出勤(図書館職員のみ)することも可能とします
- 当該施設を避難所とする場合は、避難所運営を補助する場合があります

【避難所を開設する際】

- 警備会社に連絡を入れる 平日:生涯学習課が連絡 休日:企画課が連絡

施設	警備会社	連絡先
上広小、中広小、いこっと	セコム株式会社 久留米支社	0942-34-4994
下広小、広川中	アルソック	0120-86-7999

【相殺・返金手続き】

災害時に避難所開設し、施設の利用中止した場合や学校の事業等で施設が使えなくなった場合は、後日必ず相殺又は返金の手続きを行います。雨天の場合で施設が使えない場合は、団体の申請により相殺又は返金手続きを行います。

内容	手続き方法	備考
災害時に避難所開設等で施設利用中止する場合 学校の事業で施設利用中止する場合	生涯学習課から団体に連絡し、必ず相殺又は返金します	※相殺できるように団体に促します
雨天で利用出来ない場合	①雨天の翌日に団体から生涯学習課に連絡してもらいます ②1ヶ月以内に生涯学習課の窓口に許可書をもってきてもらい相殺又は返金手続きを行います	申請主義

12.Q&A

Q1.大会会場の準備が必要です。事前に鍵を貸し出せますか

A. 事前準備の時間も含めて施設の予約をお願いします。また、当日朝からの準備が必要な場合、社会教育及び青少年のスポーツ団体については、朝 7 時 30 分から休日・夜間窓口で鍵を貸し出します。希望される際は、必ず大会前日の開庁日に生涯学習課にご連絡ください。事前に、生涯学習課にご相談ください

【大会等で事前予約申請を行っている社会教育及び青少年のスポーツ団体の対応方法】

7時30分からの鍵の貸出し	条件:前日に連絡 当日宿直貸出しOK ※日報で生涯学習課から宿直へ連絡
7時から7時30分以前の鍵の貸出し希望	前日に生涯学習課の窓口で鍵の貸出し ※7時以降の準備料金はとりません

※ケースでその都度検討

Q2.運動公園を使用する予定でしたが、雨天で使用できませんでした。支払った使用料は返金してもらえますか

A.雨天で使用できなかった場合は、後日相殺または返金します。使えなかった場合は、必ず翌日(土日祝の場合は翌開庁日)に生涯学習課に連絡及び利用日の1ヶ月以内に許可書を持参し、生涯学習課の窓口で相殺又は返金の申請をお願いします(※1ヶ月を超えると返金・相殺できなくなるのでご注意ください)

Q3.役場に行くことが難しいです。電話で施設の予約ができますか

A. 電話による空き状況のお知らせはできますが、仮予約は原則受付できません。公共施設予約システムをご利用ください

Q4.下広小ミーティングルームを利用できますか

A. 下広小のミーティングルームを利用する場合は、下広小体育館を予約する必要があります

Q5.学校施設を予約したいのですが、当日でも借りることができますか

A.学校施設に関しては、利用する日の1週間前までに、予約が完了(許可書を生涯学習課の窓口で受け取る)する必要があります

Q6.施設を予約して、許可書を受け取っていますが、体調不良者が多くいるため、施設の利用をキャンセルしたいです。キャンセルできますか

A.許可後、自己都合によるキャンセルはできません。したがって、料金を返金することはできません。その点をご理解いただき、施設を利用しない場合は、他団体が利用する場合もあるため生涯学習課までご連絡ください

Q7.町民交流センターの研修室を1時間30分貸出しできますか

A.原則1時間単位での申し込みとし、30分使用の場合でも1時間の使用料になります

Q8.会議等が急遽時間が延びた場合、当日時間の延長はできますか

A.当日の時間延長はできません。ただし、事前に生涯学習課の窓口で追加申請は可能です。時間に余裕をもって予約をお願いします

【マニュアルのみ記載↓】

Q9.学生だけでも利用できますか

A.団体の代表者(責任者)が、18歳以上(高校生不可)である必要があります。また、施設利用時にも成人(高校生不可)の方の付き添いが必要です。

Q10.中学校でスポーツ大会を行いたいのですが、利用できますか

A.19時までの利用は、利用者が直接中学校に確認し、了承が得られれば利用可能です。その場合、役場で複写式申請書に必要事項を記入し、許可を受けてください。(許可書は利用日まで窓口横のBoxに保管)

※鍵の貸出しについては、生涯学習係のスケジュールに入力し、宿直へ引継ぎを行います(予約表出力者、係員でフォローを行います)

Q11.町のスタートアップ補助金の事業でフリーマーケットを開催したいが、いこっとの利用は可能ですか

A.いこっとの利用は、原則、金品の授受は禁止となっています。今回、町の補助金を活用した事業であり、特別に利用可とします(一般料金)。会議室内の飲食についても不可としていますが、販売のみ認めます(調理・加熱は不可)。但し、飲食はロビーのみとし、終了後の清掃、ゴミの持ち帰りを行ってください。(教育長、企画課確認済み)また、共用部分(ロビー、駐車場等)利用の際は、図書館・はぐはぐなどの関係部署と協議をお願いします

Q12.施設(球場、学校、運動公園)の駐車場だけ利用したいのですが、利用できますか？

A.施設の予約が入っていない場合は、当該施設の予約を行ってください。予約が入っている場合は、先約者と相談し、許可が出れば、使用可とします。

13.トラブル事案

1.新規登録

内容)新規で団体登録申請書を記入してもらい、職員が申請書の記載内容のみを確認した際に町内の免除団体と判断し、学校の体育館の使用を許可しました。その後、営利団体ということが発覚しましたが、営利となると学校施設が利用できないため、団体と生涯学習課でもめました
解決策)保護者が講師依頼し行っている団体という位置付けで町内免除としました
対 策)申請書の記載内容だけでは、判断ができないため、窓口に来られた際に、どういう構成員でどんなことをするのか聞き取りを行うこと

2.施設利用

■内容)利用団体が土日夜間窓口に来て、予約を入れていると主張されるが、宿直にわたしている一覧にはありませんでした。調べたところ、団体の勘違いで予約をしていませんでした。
解決策)土日夜間窓口では、許可書の提示(コピーや携帯の画面でも可)をすることを徹底して周知をしています。

■内容)令和6年5月中旬にいこっこの利用者から冷房がつかないとクレームの電話あり。職員が現地に行き対応しました。
対 策)5月初旬には、冷房への切り替え作業をしておくこと。

■内容)いこっこなど、ひとつの鍵を利用団体に貸し出しているため、前の団体が鍵を返すのが遅れ、トラブルになっていました
対 策)鍵の数を増やし、改善しています

■内容)予約時間前から施設に入室する団体もいるため、他の団体からクレームがきていました
対 策)利用団体には、許可時間以外の入室を禁止することを周知徹底しています

■内容)学校施設のトイレトーパーがない、トイレが汚い等のクレームが利用団体からきていました
対 策)令和7年度から免除の利用団体に年に2回一斉清掃協力をお願いしてください。

■内容)中広小周辺住民から自宅にボールが飛んでくるとクレームあり。
対 策)中広小グラウンドでできることの制限あり

■内容)広川町ファミリーバドミントン部(スポーツ協会)で開催している大会について、施設使用料は免除とすべきではないかという意見がありました
解決策)以前、町で主催していた事業をファミバド部で開催してもらうようになり、大会経費はスポーツ協会から大会運営費として支給しています。施設使用料については免除、空調使用料については徴収することを取り決めしました

■内容)古墳公園資料館を利用する「太鼓」の団体から、「太鼓」を取り出したりする時間は短いため、それにかかる時間は、免除して欲しいと要望あり

解決策)古墳資料館は、利用団体も少なく、入退室の時間も短いため、許可書をとりにくくという前提で許可しています

その他対策)基本的に施設にものを置くことは断るが、運動会や大会等の場合、団体になくなくても責任を負えないことを伝え、準備時間も含め施設を予約してもらい、道具を置いて可。相談の内容によってその都度検討します

■内容)藤田運動公園を利用団体から、駐車場で子ども達がボールを蹴っているとクレームあり
対 策)藤田運動公園を利用する際には、団体にマナーを伝えること

■内容)少年野球チームの**広川球場使用制限**があるのは、過去に少年野球チームが土日の球場もおさえており社会人の団体から土日球場が使えないというクレームがあったため、当時の少年野球チームの代表、社会人の団体の代表で協議し決定しました

対 策)少年野球チームの代表者が代わり、ルールを知らない代表者もいるためルール外で予約した場合は、周知すること

■内容)運動公園や球場を利用する団体から雨天時にグラウンドが使えない場合、学校の体育館を利用できないかという相談がありました

解決策)原則、学校施設は1週間前までに予約が完了しておかないといけませんが、要望があった場合のみ、学校長の許可がとれれば利用可。団体には、学校に許可がとれた場合のみ利用できることを事前に伝えること(町内のみ、町外・営利不可)

■内容)球場を利用している**団体**がボールを飛ばし、民家の屋根にあたりました
解決策)団体から民家に謝罪してもらいました

■内容)運動公園に埋まっていたグランドゴルフ用のピンが抜かれているとクレームあり

解決策)新しいピンを購入し、グランドゴルフ部に新しいピンを埋めてもらいました

対 策)運動公園使用後は、原状復帰してもらうように注意喚起をすること

■大会等で使用する場合の**球場の駐車場**で、車がずっと置きっぱなしになっていたことがあり、近隣住民からクレームがありました

■**東部運動公園の駐車場**に近隣住民が駐車しているとクレームあり

■内容)体育館で大会を行う場合、ミーティングルームの鍵を宿直から借りたが、違う鍵で往復し、ご立腹されました

対 策)施設の**玄関以外の鍵**は、(例えば、下広放送室等の鍵など)生涯学習課の窓口で貸出しを行います(球場放送室、下広ミーティングルームについては、各入り口の鍵に備え付けとします)

■内容)学校施設は、学校行事が優先となっており、事前に学校に照会をし前もって使用できない日は利用団体に周知しないようにしています。年に数回、学校より急遽学校施設を使用する場合、生涯学習課に**社会教育団体の利用中止依頼**の電話がかかってくる。学校行事優先のため、団体には利用中止の連絡をするが、生涯学習課としては、事前に電話連絡を入れていたが、利用当日団体が学校施設に行き、「使えなかった」というクレームがありました

対 策)連絡する際は、メモをとっておく、又は、郵送で連絡するなど、丁寧な対応をすること

3.長期申請

内容)長期申請の際に以前から利用していた団体が役場の事業が定期的に入ったため、使用回数が減り、団体側が生涯学習課にクレームを言ってきました。その際、新規事業を入れた担当課と話し合い、折り合いをつけるように団体と交渉をしました

解決策)現在は、長期申請をする際に定期的にいこっと等を利用し事業を行う場合は、生涯学習課に連絡してもらうようにしています

対 策)特に長期申請があっている団体で希望会場を使えない場合は、団体間で事前調整を行う事

14. 団体個別特記事項

広川フラワーズフットボールクラブ	令和7年度に町外団体となるが、令和6年度サッカー協会を立ち上げ、今後、部活動地域移行などで協力をお願いする事も予想されるため、当面、免除団体とします
合気道	令和7年度に町外団体となりますが、経過措置で免除団体としました。 令和8年度以降は、町内団体とし、子どもと大人を分けるよう提案しました。 ⇒R8 免除団体
久留米新世の球場利用料金について	19:00～19:30 半面、19:30～21:00 全面で予約しているため、予約システムでは、0.5時間→1時間、1.5時間→2時間の計3時間分の使用料金となる。利用時間は実質2時間のため、 手書きで 1時間分を減額する。 減額分は予約時に施設担当者直接依頼し、免除申請を受ける。
カラーズ	(株)ハートアップの事業であるがこれまで町内団体で、営利団体になると使えない施設(学校施設)がでてくるため、当分は町内団体扱いとする。
(株)めがみ	営利団体であるが、子供イベントの利用であり、非営利の利用とし、町外団体として扱う
ハーツ	経緯)以前の団体登録の際、謝って免除団体としたが、後日、営利である旨を伝えるとユニフォーム購入等が終わっており、裁判沙汰手前の事態となった。保護者が団体代表者となり、講師を呼んだ形として、R6年度まで免除団体としていた。 対策)令和7年度までは免除団体。以降は下記の事を考慮して区分を改める。 バスケットボールスクールハーツはリーフラス株式会社のスポーツスクール事業であり、全国にスクールを展開し会員から月額を徴収している。※金額はスクールによる また、同事業のベースボールスクールポルテは営利団体で登録していた。 【会社概要】 https://leifras.co.jp/assets/img/about-leifras/company/company_profile_2025.pdf R7年9月現在、広川町にハーツはない。解散している 団体登録は他自治体ハーツに所属している町内在住のこどもで申請をしている。また、代表者もこれを知らずに氏名等を使われていた。
くるみラボ(町内団体)	利用者は障がい者手帳を持っているが、減免にはならないのか？問合せ有り⇒企業が運営している放課後デイサービスであり、これまでのカラーズ、めがみの対応も含めて、今後も非営利団体(減免なし)とする。
スタジオ WHEAT	Roots は営利団体ではないのか？問合せ有り⇒R7年度まで Roots は免除団体としていたが、運営実態の聞取りを行い、R8からは営利団体とした。 ※Roots は R8 より保護者による運営形態とするため、免除団体とした。 WHEAT についても、同様の対応は可能とする(申請制)

15.問合せ

広川町教育委員会事務局 生涯学習課

開庁時間

月曜日から金曜日(祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く)8時30分から17時15分まで

〒834-0115

福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1

TEL:0943-32-0093

FAX:0943-32-4287

E-mail:syougai@town.hirokawa.lg.jp